

○議長（須藤正人君） 2番議員、1問目のプロポーザルの入札制度についての再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） プロポーザルの中身について、私は経過報告がやっぱり必要ではないかということで提案したつもりです。設計案とかそういうことは、保育士も中に入っておられるようですし、学識経験者も保育園の経験者だということで、設計案とかそういうことよりも、プロポーザルということについて、プロポーザルはもっとやっぱり開かれた中身に、そこの自治体の努力でいかようにでもなるものではないかと思っております。そのためにも、10月4日に決まりましたが、その間何の説明もなかったわけですね。この間、全協が9月の3日、それからその間、議会がありまして、10月5日にも全協が開かれております。決まった次の日にも全協が開かれてますけれども、このことが示されませんでした。特に保育園に関しては、前回の保育担当者は、なるべく変化があった場合は議会の方に報告するというふうなことがありましたけれども、このプロポーザルのことに関して、もうちょっと開かれた中身にするためにも、逐次やっぱり変化があった場合は議会に説明するべきではないかということと、それから、第三者がもっと入ることによって公平な審査ができると思いますし、設計士の大学の教授もこの点についております。委員長が必要と認めた場合、必要と認めない時もあるわけですね。この中に必ず第三者が入るような、こういうふうな開き方ができないものなのか、その点についてまず答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 1問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず、この設計、前段にですね業者選定に当たりいろんな方法があります。例えば一般競争入札、先ほど見上議員がおっしゃったようなそういう方法もあります。それから、設計のコンペ方式とって、いきなり設計まで含めたいろんなものを提案してもらって、それをやる方法もございます。それと、今回のようにプロポーザル方式で一定の課題を与えながら、我々の基本的な考え方と合う業者を選定しながら、それから設計に入っていくという方法もあります。いろいろその方法によって違いがありますけれども、一般競争入札の場合は、平たく言えば金額によって安い方に行くということなので、善し悪しよりもそちらの面が重視される。それからコンペでありますと、今度はその指名した業者、或いはまた応募型もありますけれども、設計してもらうことによってそれに伴うやっぱり金銭的な負担は当然出てくるわけでありまして。従って、今回、役場庁舎もプロポーザル方式でやりましたけれども、このプロポーザルで我々の考えて

いる理念とそれに対する提案が優秀な業者を選定、そこから具体的な設計をしていただくという方式を今回選んだわけでございます。

従いまして、見上さんがおっしゃっている開かれたというのはどういうふうにするということなのかよく判りませんが、いずれそういう我々の目指した条件と出された業者の提案書の中身をきっちり審査をして、その中で問題がなければいい業者を選んでいくということなので、今回はそういう立場でやっただと。

それから、いろんな第三者をただ入れればいいのかというんじゃなくて、やっぱり我々いろんな行政をやっている担当課長であれば、子ども園の必要ないろんな要素とかそういうものを熟知しております。そういったものの課題に応える業者を選ぶ能力は当然役場の選定委員会になっている課長にはありますけども、ただまた、専門的な立場でご意見をもらうということで第三者の、今回は県立大学の准教授を入れていただきましたけども、先ほど申し上げたように、いや、それだけでは足りない、もっと入れた方がいいという判断を立てば、その時はまたプラスしながら入れるということでもありますので、あくまでもそのケースによって我々としてはその内容がですね十分審査されるような、そういう選定委員会を構成しながらやっていくということでもありますので、ご理解をさせていただきたいと思っております。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 町長は、この開かれた意味が何であるのか判らないというふうなことを言われましたけれども、私が再三言っているのは、要綱の中にありますけれども必要に応じて学識経験者を入れると。その都度その都度、建物によって学識経験者も変わってくると思うんですが、やはりこの点にやはり一番の公平さがあらわれると思います。もう第三者も入れるということになると、これが一番開かれたそのプロポーザルの中身ではないかと思っております。

そして私もインターネット、インターネット何回も言うんですけども、インターネットを見ますと、そのプロポーザルの事務局の出された資料というのを全て文章、審査委員会で出された中身が文章に載っているところがあります。やはりそういうふうな、今、私が質問したことに対して口頭で言われましたけれども、これはやはり文章として議会の中に、事務局が置かれていますので、担当課なようですけれども、事務局はもう締結、請求前に選定理由を付して当該業務に契約締結する担当者にこれを供覧するというふうにありますけれども、これは議会も同じでありまして、もう公にこれを審査内容をオー

ブンする、これが開かれたプロポーザルではないかと思えます。

それとですね、入札、損害を受けたのは入札制度の中に書かれていて、このプロポーザルの中には書かれていないようですけれども、私はその入札の要綱といいますか、それを見てませんでしたのでちょっと判りませんでした、そのことについては私も少し調べてみたいと思えます。

それとですね、地元業者がプロポーザルに参入できない。これはいろんな技術が、町内の中に技術者がいないということは、それは致し方がなくて、この選定は秋田県の建築業者と何かいろいろ登録されているところの中から選定されているみたいですが、要はですね、そういうことではなくて、建設が決まった場合に地元業者が建設からいろんな面から入ってくる余地があるのかどうなのか、全く地元の建設業者とか労働者とかそこら辺が入ってくる余地がないとか、その辺についてお答えをお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

役場職員であると開かれていないというふうに捉えられるようでございますけれども、役場職員であっても内容についてはより慎重に、しかもまた事業内容に一番精通しているわけでございますので、そういう意味の角度から言うと、かなりいろんな角度で検討できるものだと私は思っています。

ただし、いろんな専門的な考え方も当然必要でございますので、問題に、問題というかそのままケースに応じて第三者的なそういう専門的な者を入れると。1人で足りなければ2人に、2人で足りなければ3人でも結構なわけですが、だからそういう面では主体はあくまでもこちらの方で、役場職員を中心にした選定委員会の中でやっていくということですので、決して役場職員でやったから開かれていないというわけではなくて、その情報等について必要なものについてはちゃんと開示をするわけでございますので、そういうことで理解をしていただきたいと思います。

それから、今回地元業者の関係はですね、この設計のプロポーザルに当たって該当する業者がないというのであって、これから設計をして設計ができ上がって具体的に建設とか造成に入っていきますけれども、その段階では当然、資格のある地元業者も入ってくるということなので、そこら辺は混同しないで、今の場合は設計プロポーザルに入る業者がいなかったということですので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。

○2番（見上政子さん）　ありません。

○議長（須藤正人君）　2問目の通学路の安全についての再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん）　101号線を通る子どもの、その道路は安全かということで、まずお尋ねをしました。本当に冬期間は12月3日からバスが出て、まずいいんですけれども、それ以外は異常気象とかいろんな強風とかありますよね。そういう場合に本当に両側田んぼに囲まれたところとか、非常に危ないと思うんですけれども、その101号線の危険、そこを危険な箇所と認めるかどうなのか、もう一度伺いたいということと、私も何回かいろいろお尋ねをして、要望を出したのかどうなのか、何らかの対策がないのかということでしたが、やはり幅が十分あるとかということで難しい、歩道としては幅が十分あるので難しい。しかし、あの道路は本当に直進でスピードも猛スピードで走ってきます。真ん中が山型になって下の方に道路が下がってるということで、いつどんなことがあるか判らない。それも縁石と平らになってるということで非常に危険ではないかなと思うんですが、自らの命は自ら守る、守りようがないんですよ、本当に。その点、もう一度、ガードレールは次年度検討中ということでしたけれども、その辺もちょっと少し詳しく、私の聞き間違いがいろいろあると思いますので、もう一度、教育長の考え方を教えてください。

○議長（須藤正人君）　当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君）　子どもたちの安全を守るということは、見上さんもそうだと思いますが、私たちとしては人一倍強いつもりであります。ですから、このことにつきましては、6月の議会にお二方から質問を受けて、それを受けてまた新たに様々な管理している方、警察、学校の保護者、学校長、教育委員会も含めて危険箇所をチェックしました。その中には、ここのやはり国道101号線沿いの登校、通学路であるということは危険だということは認識して県当局の方へ要望して、その結果については11月30日にそういう状況であるということの報告をいただいたということをお示しさせていただきました。それをまたこれから、更にここにガードレール等をつけるようにという要望についてはですね、これやっていくことはやぶさかではありませんけれども、今のところは県の方から11月30日にこういう状況だということをお示されたので、まず運転者の方々にもここが通学路であるということをお示しして、やはり啓蒙活動を進めていかなければならないということで、防護柵はできないということでもありますので看板等を

設置して啓蒙活動をしていくという説明をさせていただいたものであります。

ただ、子どもたちを、先ほど最後の方で自分の身は自分で守るという少し過激な話をしたと思いますけれども、やはり我々自分たちもそうでありますけれども、ここは危険箇所だよと、これをやはり子どもたちにもしっかりと地図上で示して、気をつけなさいという説明はですね学校で必ずやっていかなければならないなと私自身はそう思っております。

以上です。

- 議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。2番見上政子さん。
- 2番（見上政子さん） いろんな、5月に交通事故が起きたり、児童が犠牲になったりというふうなことがありました。それで、縁石が平らになってるということで、そこが乗用車にしてもストッパーにならなくてズルズルと歩道に乗り上げていってしまう、こういうふうなことも考えられるんですが、あの縁石についてはどのように考えておられますか。
- 議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。千葉教育長。
- 教育長（千葉良一君） マウンド方式というのは様々ありまして、国道、道路から縁石、そして歩道が、歩くところが少し高くなっている部分とありますけれども、今この国道、八森地区の今道路の歩道をつくっておりますけども、あの歩道についても道路と歩道については縁石を境にして同じ高さになっています。縁石の高さは15センチということで示されておまして、私はそれで大丈夫かと言われると何とも言えませんが、県の基準に合わせてそれをつくっているということであれば、これはやはりしょうがないなと思っておりますので、やはりこれは車の運転者の皆様にもやはり十分にそのことを認識していただいて気をつけて運転していかなければならないということは、私どもも含めてそう考えておるところでございます。
- 議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。2番見上政子さん。
- 2番（見上政子さん） もう一言。新しい歩道は縁石が違いますよね。古い歩道の場合、平らになってます。新しいところは全部乗り上げ、凹凸っていうんですか、凹凸がちゃんとあって守られております。これはですね、県の方に要望するとかそういうふうなことは考えませんかでしょうか。一言お願いします。
- 議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。田村建設課長。
- 建設課長（田村 博君） 歩道には3種類の勾配、高さのがあります。1つが、車道と

歩道と同じ高さで、その間に歩道車警戒ブロック、高さ15センチです。それと、中間、車道より若干高い歩道でして、その間にも歩車道警戒ブロック15センチがあります。それと今回、今話が出ております歩道では、車道より15センチ上がっております。それは歩車道境界ブロックと同じ高さの15センチのマウンドアップ方式になっております。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いずれ気持ちは判ります。それで、先ほど教育長からも話ありましたけれども、この道路の管理は県の方でやっているわけで、県の方に私の方からお話をしましたけれども、今の基準からいってこういうふうな状態よりならないという回答を受けているということですので、これは秋田県の問題でなく全国的なそういう内容になっていますので、なかなか大変なことは大変だと思います。ただ、ご意見としてですね私どもも受け止めて、これから県の方に機会ある時にまた要望するのはやぶさかではありませんけれども、現状はそうなっているということもまた今の中でご理解をしていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。

○2番（見上政子さん） ありません。

○議長（須藤正人君） 下水道分担金減免についての再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 減免規定が、生活保護世帯については、これ要綱の中に載りますので申請認めるということになっています。ただ、生保と同じ基準、最低生活基準が認められる場合は、これも認める。あと、町長の判断に委ねるというふうな感じのものが載ってますけれども、ただこれが生活保護の申請を認めたのは22年からだそうです。開始したのが18年で、5年間の支払いがなくて不納処理されてしまったケースがあるようですけれども、この18年から払われなかったこの人たちは、どのような経過でそういうふうなことになってしまったのか。私、答弁ちょっとこう聞いてなかったような気がしたんですが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 実は、これ問題が発生した際に議会の方にはもう既にお話をしていますので、あえて今回の内容もそれを求められている質問内容でなかったものですから答弁の方には触れておりませんでした。

ただ、うちの方でも確かに5年時効という、この分だけでもあります。この問題については、今の高齢化、高齢者世帯が多い中ではなかなか加入してくれないという問題もありまして、一方では分担金をちゃんと払っている人、一方では払わない人という、そういう不公平な問題もありますし、更にはまた我々としてもできるだけ督促をやりながら納付をしていただくということでこれまでやってきましたけれども、確かに時効は時効でございますので、それに則って今年度中に処理をするということで議会の方にも話しておりますので、そういう方向でまいりたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） なぜそうなったのかということで高齢者が多いというふうなことでしたけれども、そうであればなおさらやはりその世帯が国民年金世帯なのかどうか、それを判断して最低生活基準をここに当てはめて処理していくべきではないかと思えます。徴収不納が1,263万円で、未収が23年度決算で2,214万円ですけれども、この中に延滞金とかやはり14.6%、この延滞金も含めての金額になっているのか、その点もちょっと教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれさっき私、高齢者という表現を使いましたけれども、それだけでなく、それなども中心にしながらあるということで、いろいろな状況があります。

それから、今お聞きされた延滞金の関係については、それは含まれておりません。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 今後、まだ未収金になっている人たちに対して、こういう制度があるということで教えていくつもりはありますでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど会計の話もされましたけれども、これから先のことを考えて、できるだけ多くの方々から分担金を納めてもらうような方向で進めてまいりたいと思っております。従って、必要な部分について申請があればですね、それは審査しますが、今のところでは条項がありますので、その中では生保世帯を中心にしながらということにならざるを得ないんじゃないかなと思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。

○2番（見上政子さん） ありません。

○議長（須藤正人君） これで2番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。2時20分、再開します。

午後 2時12分 休 憩

午後 2時19分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

6番議員の一般質問を許します。6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） 最後になりましたけれども、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、除雪対策について伺います。

昨年は平成18年以来の大雪で、住民の方々もいろいろ大変であったと思います。特に体の不自由な方、高齢者の方は、自宅の除排雪に困り、苦勞されたのではないかと思います。町への要望もあったと思います。町ではこれをどのように捉え、対応してきたのか伺います。

次に、赤道と言われる町道を毎日生活道路として利用している人たちは、雪が降れば自分たちで除排雪し、大変な労力を強いられております。高齢者であれば、なおさら重荷に感じていると思います。このことは当然、町の責任でやるべきだと思うが、町長の考えを伺います。

次に、2点目であります。各自治会の要望について伺います。

町には自治会はじめ各団体や個人からいろいろな提案や要望があると思いますが、町ではそれをどのように受け止め、町政に活かしているのか。住民には要望も中身も余り知られていないのではと思います。先の自治会長会議、行政協力員会議では、主にどのような要望があり、その対応はどうか伺います。

以上2点伺います。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「身体障害者・高齢者宅の除排雪について町ではどのような対応をしているのか」についてですが、まず除排雪作業に対する町の基本的な考え方を申し上げますと、町で対応する除排雪作業は町道や公共施設等に対して行いますが、私有財産であります個人の宅地などについては各個人で対応するものと考えております。従いまして、身体

障害者・高齢者宅も含め個人宅地の除排雪作業を町が直接は行っておりませんが、除排雪作業を行うことが困難な高齢者世帯等を支援するため、次のような対応をしております。

1つは、町で小型除雪機や運搬用の軽ダンプを整備し、無料で貸し出しを行っております。これは、高齢や障害などの事由により自力で除排雪作業が困難な世帯を地域で支え合っていく体制を支援するため、自治会やボランティア団体などが行う除排雪作業へ貸し出す制度であり、昨冬は6台の小型除雪機を整備し、8自治会から活用していただきました。今年度も新たに3台を購入し、計9台の小型除雪機を整備したほか、屋根の雪庇落とし用の器具や安全対策用のヘルメットを購入することにしていきますので、是非ご活用願いたいと思います。

2つ目は、高齢者のみの世帯など自力で除雪作業ができないなどの相談があった場合についてですが、社会福祉協議会が窓口になり、除排雪作業料金を統一し、宅地内等の軽度な作業はシルバー人材センターへ、また、危険を伴う屋根の雪下ろしや重機・運搬車両等を必要とする作業は町内の建設業者に紹介するなどの支援をしております。また、町では軽度生活援助事業も実施しており、高齢者のみの世帯など事業の対象となる方から相談があった場合は、この事業の利用も図っております。

なお、通常は今申し上げたような対応としていますが、豪雪対策本部などを設置しなければならないほどの豪雪に見舞われ、住宅倒壊の危険回避など町民生活の安全を確保しなければならないような事態になった場合には、その時々状況に応じた対応をしてみたいと考えております。

次に、「赤道の除排雪についての考えは」について申し上げます。

町の赤道の除排雪は、小型ロータリー除雪車が作業できる舗装路面で幅員が1.5m以上で排雪場所のある路線を行っております。それ以外の狭隘な路線は除排雪を行っておりませんので、利用者での除雪をお願いいたします。

次に、自治会長会議の要望とその対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、各自治会長を町の行政協力員に委嘱していろいろな面でご協力をいただいているところであり、また、行政協力員会議を年2回春と秋と開催し、情報提供や意見交換をしております。春は、主に町の新年度の事業をご説明し、ご理解とご協力をお願いしているところでもあります。秋の会議は、主に各自治会からの要望に対する回答をすることにしております。これは、各自治会から事前に要望を提出していただき、回答を会議の

資料として提出し、各担当課から回答の内容を説明します。この回答に対して質疑応答する形をとっております。

11月14日に開催した今年度秋の会議では、要望が全部で52件あり、そのうち33件が建設課関係で63%を占めております。33件の内訳は、道路の補修や改良、側溝の改良など道路関係が25件、河川の浚渫など河川関係が3件、橋の手すり修繕関係が2件、防雪柵の設置と道路照明の設置がそれぞれ1件ずつとなっております。

要望の回答については、すぐに実施できるもの、実施するが予算の裏づけが必要なものの、優先順位をつけて実施しなければならないもの、町から国や県に要望しなければ実施できないもの、実施は困難なものなど、それぞれの要望ごとに町の対応を回答してご理解をお願いしているところであります。

なお、建設課以外の要望については、信号機の設置やカーブミラーの設置、停止線の設置など交通安全に関する要望、避難路の整備、立木の伐採、防潮テトラの補修、サルの対策、テレビの難視聴対策などの要望があり、これらについてもそれぞれに対応を回答しているところであります。

なお、町に対する要望は、この会議のときだけではなく、日常的に個人や各種団体、それから自治会長を通してまいります。建設課のみでも200件を超えており、これらの要望に対しても適切に対応しているところであり、今後もできるだけ要望には応えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 6番議員、1問目の除雪対策についての再質問ありませんか。6番 腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） 町で除雪機を貸与しているということは判っておりますが、なかなかこれを地域で使用してやるということは、今日明日、前もって休みを利用して協力してもらってやるというようなことであればできるわけなんです。なかなか今のところ今できないのが実情であります。そういうことを考えた場合、町でももう少し強力でいいですか、そういう体の不自由な方、高齢者の方々の要望に応えるような体制といたしますか、そして、安心してもらえるようなそういうような取り組みをしていただきたいと思います。と思っております。

また、赤道の除排雪であります。これもまた、やはり高齢者、体の不自由な方がおられるところであれば、そういう方々であれば赤道までは除排雪できないのであります。た

とえそこに比較的若い人といえますか、そういうあれができる方がいたとしても、それが毎日のようであればそれはまた大変だと思います。そういう点を考えて、できることであれば要望があったら町で何といえますか、町の計画に基づいた町民サービスの向上と福祉の増進という点から、もう少しそういう人方に力を貸してあげればと私は考えておりますが、もう一度、町長の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 1問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今、この高齢化社会を迎えてですね高齢者世帯、みんなの除雪をですね町が責任を持ってやるというような状況になればいいわけですがけれども、やはり町も今の幹線道路をですね7時までにはちゃんと歩けるようにするという大きな命題もあります。更にはまた、赤道も全部というわけではありませんけれども、機械でやれる範囲内では頑張っております。幹線のそういったものを維持するのが主な仕事ですがけれども、ただ、今言ったように高齢者や障害者の弱者がおります。それに対してどうするかということは、町ももちろん考えていかなきゃなりませんけれども、地域でやっぱりどう支えていくのか、これもやっぱり考えていかなきゃならないと思います。先頃の自治会長会議の中でもこの除雪機械の話を通してそういう話もしておりますけれども、やっぱり支え合いの体制、結構、今冬もですね、これを利活用しながら地域ごとに頑張っている集落がいっぱいございます。それからまた、仮に除雪機械を使わなくても、集落によってはもう手作業でいろんな方々がボランティアで出て、そういう方々の支援をするという地域も生まれてきております。そういうことを考えますと、やっぱり町でやるべきもの、やっぱり地域でまた支え合いながらやるもの、個人でやるもの、それぞれお互いにですね理解をしながらやっていかなきゃならないんじゃないかなと。どうしても高齢者或いは障害者でやれない方々については、先ほど申し上げた社協を使ったそういうものも我々としてはお知らせをしておりますので、そういった活用などをしていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（須藤正人君） 6番議員、再質問ありませんか。

○6番（腰山良悦君） ありません。

○議長（須藤正人君） 2問目の自治会の要望についての再質問ありませんか。6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） この時の協力員会議での各自治会の要望の内容等、資料ありまし

たら後で提出いただきたいと思います。

あとそれと、その内容、何というんですか、その要望について自治会長さんからどのような意見があったかといいますか、町の回答に対して、それもしよければお知らせいただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） どうしても必要だとすれば差し上げてもいいんですけども、ただ地域の自治会長が出てきてですね地域要望をちゃんと皆さん方のご意見も取り上げながらやって、尚かつやってるかやってないかは地元にいれば判ることですので、必要でないような感じもするんですけども、必要であれば後でお渡しをします。

○議長（須藤正人君） 6番議員、再質問ありませんか。6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） 今の質問で、どのような意見があったかという、何といいますか、町の対応の、それに対してどういうあれがあったか、何点か教えていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） やるやらない、全部内訳別に示してありますので、行政協力員会議では中身はみんな理解していただいておりますし、まず、町としての対応はよくやっているという評価をおおむねいただいております。

○議長（須藤正人君） 6番議員、再質問ありませんか。

○6番（腰山良悦君） ありません。

○議長（須藤正人君） これで6番議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第74条の規定によって、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第4、常任委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成24年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時38分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤 正 人

同 署名議員 9番 山 本 優 人

同 署名議員 10番 佐 藤 克 實

同 署名議員 11番 阿 部 栄 悦